

広域消防運営計画



近江八幡市・東近江市・日野町・竜王町・愛荘町

平成24年2月

東近江消防・愛知郡消防広域化協議会

目 次

はじめに

第1章 現状と課題

- | | | |
|-----------------------|-------|---|
| 1 構成市町の概要 | | 1 |
| 2 消防本部の概要 | | 2 |
| 3 東近江消防及び愛知郡消防を取り巻く環境 | | 4 |

第2章 消防の広域化によるメリット

..... 5

第3章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

- | | | |
|------------------|-------|-----|
| 1 広域化の方式及びスケジュール | | 6 |
| 2 組 織 | | 6 |
| 3 人事、処遇 | | 1 1 |
| 4 施設整備 | | 1 2 |
| 5 経 費 | | 1 2 |
| 6 連 携 | | 1 3 |
| 7 その他 | | 1 4 |
| 8 広域後の検討事項 | | 1 4 |

はじめに

消防を取り巻く環境は、近年の災害の大規模化、多様化や社会構造の変化により、大きく変化しています。特に平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、観測史上最大のマグニチュード9.0を記録し、大津波や建物の倒壊等により、被災地は甚大な被害を受け、多くの方々が犠牲になりました。更に、原子力発電所の事故に伴い、長期に及ぶ避難生活を余儀なくされている方も未だ多数おられます。

社会情勢においては、国及び地方の財政は、危機的な状況から回復の兆しが見えず、急速な少子高齢化の進行や住民意識の変化により、地域防災の担い手である消防団員の減少や地域の繋がり希薄化など、各地域における消防防災体制の確立と維持は、より厳しい状況になりつつあります。

このような状況下においても、消防は、今後もあらゆる災害から住民の生命、身体及び財産を守る使命を果たさなければなりません。

国では、消防本部の管轄区域を大きくし、様々なスケールメリットの活用による消防体制の充実強化を目的として、市町村消防の広域化を推進しています。

平成18年6月に消防組織法が改正され、同年7月には総務省消防庁が「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を策定し、「自主的な市町村の消防の広域化」について平成24年度末までを推進期間として定めています。また、平成20年3月には改正後の消防組織法の規定等に基づき、滋賀県が「滋賀県消防広域化推進計画」を策定しました。

こうした動きの中、東近江行政組合消防本部及び愛知郡広域行政組合消防本部の構成市町である近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町及び愛荘町は、現在の課題と今後の変化を鑑み、地域の実情に合わせた広域消防体制の自主的な確立を目指して、協議を重ね、消防組織法第34条第1項の広域消防運営計画を共同して作成するため、平成23年10月14日に「東近江消防・愛知郡消防広域化協議会」を設置しました。

この「広域消防運営計画」は、広域化後の2市3町の消防における円滑な運営を確保するため、消防組織法及び市町村の消防の広域化に関する基本指針等を踏まえて、同協議会において関係市町の同意のもとに策定されたものであり、広域化後の東近江行政組合消防本部の基本的な計画として位置付けられるものです。

第1章 現状と課題

1 構成市町の概要

(1) 人口、面積等

(平成23年10月1日現在)

市町名	人口(人)	世帯数(世帯)	面積(km ²)
近江八幡市	81,941	31,220	177.39
東近江市	117,359	41,579	388.58
日野町	22,887	7,802	117.63
竜王町	13,022	4,309	44.52
愛荘町	20,906	7,091	37.95
合計	256,115	92,001	766.07

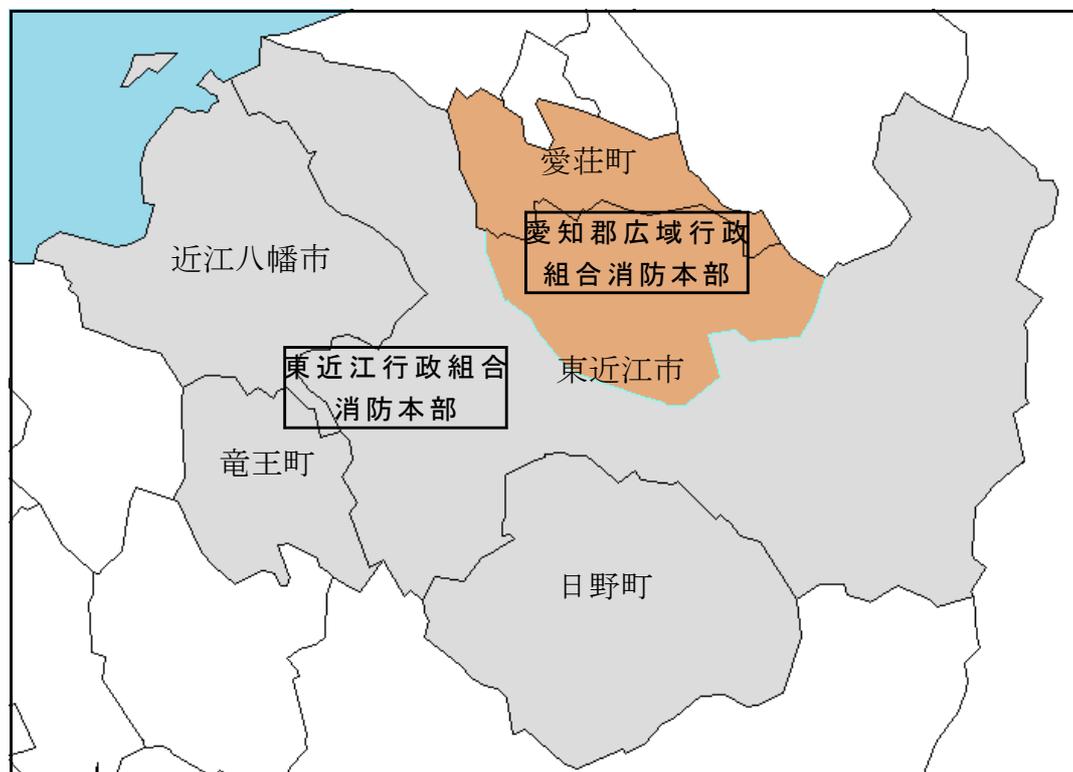
(2) 人口の推移

(国勢調査より)

市町名	年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
近江八幡市		77,730	79,488	80,669	80,610	81,738
東近江市		106,508	111,322	114,395	116,797	115,479
日野町		22,391	23,132	23,022	22,809	22,870
竜王町		12,672	13,650	13,370	13,280	12,916
愛荘町		17,036	17,856	18,992	19,729	20,118
合計		236,337	245,448	250,448	253,225	253,121

(人)

構成市町と消防管内図



2 消防本部の概要

(1) 人口、面積等

(平成23年10月1日現在)

各項目	本部別	東近江消防	愛知郡消防
人口(人)		220,771	35,344
世帯数(世帯)		80,537	11,464
面積(k㎡)		660.70	105.37
署所数		1本部4署2出張所	1本部1署2出張所

(2) 消防本部、消防署、出張所の配置状況

① 東近江行政組合消防本部

名称	所在地
東近江行政組合消防本部	東近江市東今崎町5番33号
近江八幡消防署	近江八幡市小船木町819番地
八日市消防署	東近江市東今崎町5番33号
八日市消防署東消防出張所	東近江市政所町1499番地1
日野消防署	蒲生郡日野町河原一丁目1番地
日野消防署南消防出張所	東近江市葛巻町340番地
能登川消防署	東近江市能登川町1711番地

② 愛知郡広域行政組合消防本部

名称	所在地
愛知郡広域行政組合消防本部	東近江市小八木町16番地
消防署	東近江市小八木町16番地
消防署愛東出張所	東近江市妹町29番地
消防署愛知川出張所	愛知郡愛荘町愛知川36番地の1

(3) 消防職員の状況

① 職員数

(平成23年4月1日現在)

区分 本部別	定員 (人)	実員 (人)	消防職員		事務職員	
			男	女	男	女
東近江消防	241	240	233	7		
愛知郡消防	61	60	59			1

② 年齢別職員数

区分 本部別	25才 以下	26～ 30才	31～ 35才	36～ 40才	41～ 45才	46～ 50才	50～ 55才	56才 以上	合計	平均
東近江消防	37	38	35	26	13	36	29	26	240	39.03
愛知郡消防	13	15	11	8	7	4	2		60	33.32

③ 階級別職員数

区分 本部別	消防正監	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	事務職員	合計 (人)
東近江消防	1	5	13	30	44	64	39	44		240
愛知郡消防			1	7	12	15	13	11	1	60

(4) 消防用車両の状況（主な車両のみ） (台)

本部別	車種	ポンプ車	タンク車	化学車	はしご車	救助工作車	救急車
東近江消防		5	4	1	2	2	7
愛知郡消防		3	1		1	1	3

(5) 災害発生状況 (件)

本部別 種別	東近江消防			愛知郡消防		
	平成21年	平成22年	平成23年	平成21年	平成22年	平成23年
火災	61	61	76	8	11	14
救急	6,983	7,545	8,067	1,269	1,297	1,372
救助	101	133	125	33	48	38

(6) 防火対象物、危険物施設の状況 (平成23年4月1日現在)

本部別	対象別	防火対象物	危険物施設
東近江消防		6,607	1,213
愛知郡消防		1,838	253

(7) 消防費基準財政需要額と当初予算額の推移 (千円)

本部別 年度別	東近江消防		愛知郡消防	
	消防費基準 財政需要額	当初予算額	消防費基準 財政需要額	当初予算額
平成19年度	2,838,434	2,603,969	574,278	462,652
平成20年度	2,868,179	2,472,601	579,650	575,914
平成21年度	3,006,124	2,567,110	610,148	520,929
平成22年度	3,175,801	2,536,062	651,544	542,319
平成23年度	3,142,630	2,916,991	651,347	554,719

3 東近江消防及び愛知郡消防を取り巻く環境

各構成市町においては、今後、少子高齢化に伴う人口の減少や過疎化の進行等による地域防災力の低下が懸念され、特に辺地や離島では、この傾向が大きくなります。

また、高齢化率の上昇に伴う救急要請の増加等が予想され、現に東近江消防、愛知郡消防とも平成23年の救急出動件数は、過去最多となっています。

財政状況については、今後、合併算定替えの段階的縮小による普通交付税減額等の要因もあり、一段と厳しさを増してきます。

更に消防救急無線は、消防救急活動の高度化及び電波の有効利用の観点から、電波法関係審査基準及び総務省告示により、平成28年5月31日までに現行のアナログ方式からデジタル方式に移行しなければなりません。この整備には多額の経費が必要となります。

以上のことから、今後の地域の変化や財政状況に応じた、効率的な組織運営を図る必要があります。

第2章 消防の広域化によるメリット

1 迅速で効率的な出動体制による住民サービスの向上

広域化による部隊数の増加及び指揮命令系統の一元化により、災害対応能力が向上します。

また、現在の東近江消防と愛知郡消防の管轄境界線が無くなることにより、現場到着時間の短縮が図れます。

2 人員配備の効率化と充実

事務要員等の効率化により、現場活動要員の増強が可能になるとともに、救急業務や予防業務、調査業務の専任化を進めることができ、より質の高い消防サービスの提供が可能となります。

3 消防体制の基盤強化

広域化による財政規模の拡大及び重複投資の回避による経費節減により、高度な車両や資機材、消防施設の計画的及び効率的な整備が可能となります。

また、組織・人員規模の拡大による適切な人事ローテーションが容易となり、組織の活性化が図れます。

4 まとめ

広域化によるメリットのうち、災害対応能力の向上、現場到着時間の短縮は、地域住民へのサービス向上に大きな役割を果たします。

また、財政基盤の強化と経費節減は、今後、より厳しくなる財政下において、消防の組織運営の安定化が図れます。

第3章 広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項

1 広域化の方式及びスケジュール

(1) 広域化の方式

広域化の方式は、一部事務組合方式とする。

広域化の方式は、一部事務組合方式、広域連合方式、委託方式がありますが、現在両消防本部とも一部事務組合方式としていることから、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する一部事務組合方式とします。

(2) 広域化のスケジュール

広域化の開始は、平成24年10月1日とする。

広域化の開始は、広域化によるメリットを早期に具体化し、住民サービスの向上を図るとともに、消防救急無線のデジタル化等の整備を計画的かつ効率的に進めるため上記日程を広域化の開始スケジュールとします。

2 組織

(1) 消防本部の名称

消防本部の名称は、東近江行政組合消防本部とする。

(2) 消防本部の位置

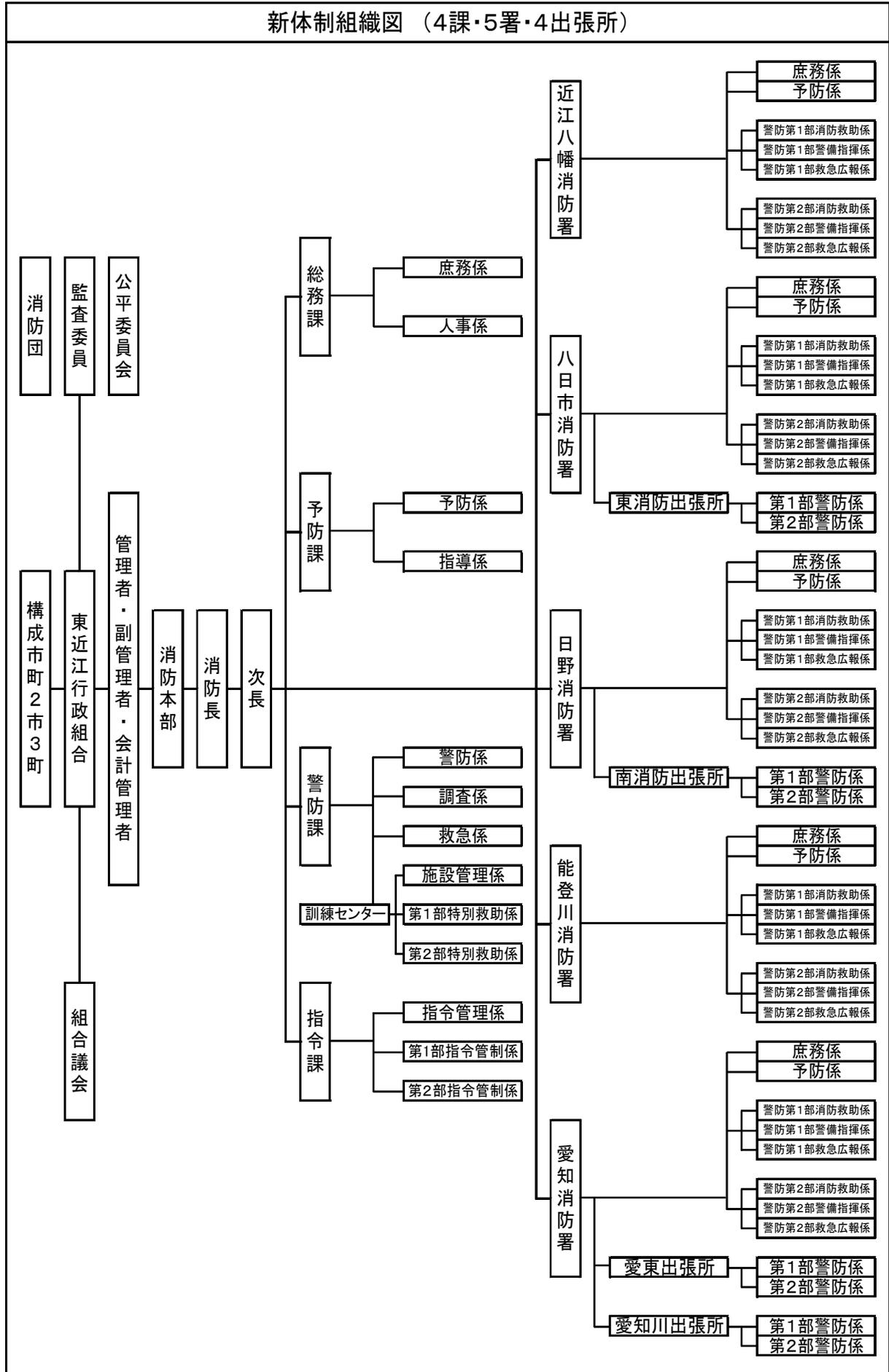
東近江市東今崎町5番33号（現在の東近江行政組合消防本部の位置）とする。

(3) 消防本部の組織

消防本部の組織は、消防本部4課及び5消防署、4出張所とする。

消防本部の組織は、広域化前の両消防本部の組織形態を引き継ぎ、編成します。編成の詳細は別表1のとおりです。

別表1 消防本部の組織



(4) 部隊運用

部隊運用は、現東近江行政組合消防本部に合わせる。

広域化の開始時は、広域化前の東近江行政組合消防本部の出動体制に統一します。
広域化後、部隊数増加等のメリットを最大限に発揮できるよう、部隊運用、出動体制の拡充について検討します。

現在の両消防本部の出動体制は別表2のとおりです。

別表2 現在の両消防本部の出動体制

東近江消防	火 災	消防隊 救助隊 救急隊	4 + 2 + 2 1 1	規模により8隊まで増隊 建物火災時 建物火災時
	救 助	救助隊 救急隊	2 1	必要により増隊、最大7隊
	救 急	救急隊	1	必要により増隊、最大7隊
愛知郡消防	火 災	消防隊	3 + 1	規模により4隊まで増隊
	救 助	救助隊 救急隊	1 1	必要により増隊、最大3隊
	救 急	救急隊	1	必要により増隊、最大3隊

(5) 指令センター

指令センターは、広域化後、現東近江行政組合消防本部の指令センターで運用する。

両消防本部とも指令センターを整備していますが、情報の一元化及び機器の更新や維持管理のための重複コストを回避するため、広域化後は、現在の東近江行政組合消防本部の指令センターに一元化します。

(6) 消防署・出張所の配置

署・所の配置は、現行どおり引き継ぐものとする。

(7) 消防署・出張所の管轄区域

署・所の管轄区域は、現行どおり引き継ぐものとする。

(8) 消防署・出張所の名称

現行	新名称
＜東近江行政組合＞	
近江八幡消防署	→ 現行どおり
八日市消防署	→ 現行どおり
八日市消防署東消防出張所	→ 現行どおり
日野消防署	→ 現行どおり
日野消防署南消防出張所	→ 現行どおり
能登川消防署	→ 現行どおり
＜愛知郡広域行政組合＞	
消防署	→ 愛知消防署
消防署愛東出張所	→ 愛知消防署愛東出張所
消防署愛知川出張所	→ 愛知消防署愛知川出張所

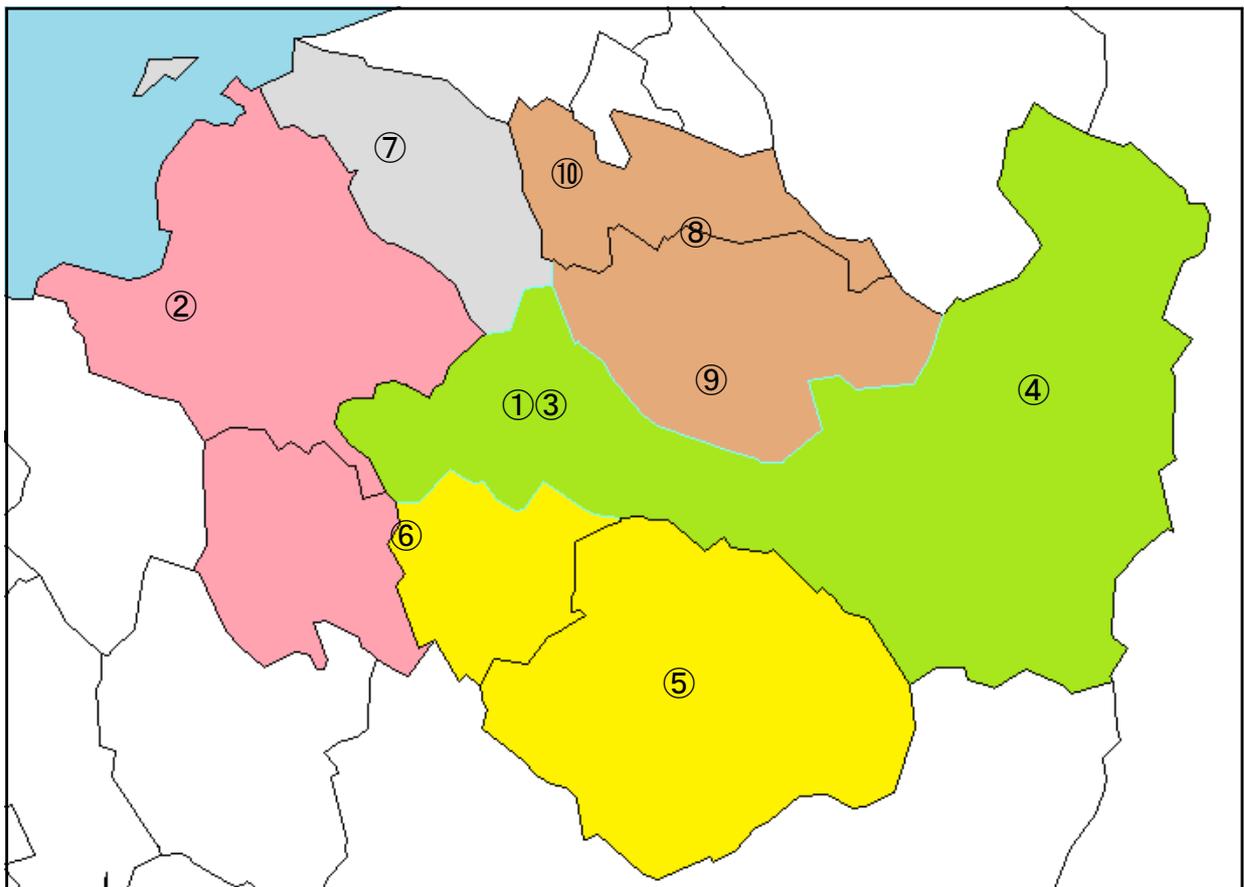
消防署・出張所の配置、管轄区域、名称については、名称の一部変更以外は、広域化前どおりの体制で引き継ぎます。配置、管轄区域の詳細は別図1及び別表3のとおりです。なお、災害に対する出動体制は、直近の消防署・出張所からの出動を原則とします。

(9) 勤務形態

現行どおり2部制とする。

指令課や各消防署・出張所において、24時間体制で災害対応にあたる職員の勤務形態は、現在の両消防本部とも採用している2部制とします。

別図1 消防署・出張所の配置・管轄区域



別表3 消防署・出張所の配置・管轄区域

	名 称	所 在 地	管轄区域
①	東近江行政組合消防本部	東近江市東今崎町5番33号	
②	近江八幡消防署	近江八幡市小船木町819番地	近江八幡市 竜王町
③	八日市消防署	東近江市東今崎町5番33号	東近江市八日市地区
④	東消防出張所	東近江市政所町1499番地1	永源寺地区
⑤	日野消防署	蒲生郡日野町河原一丁目1番地	東近江市蒲生地区
⑥	南消防出張所	東近江市葛巻町340番地	日野町
⑦	能登川消防署	東近江市能登川町1711番地	東近江市五個荘地区 能登川地区
⑧	愛知消防署	東近江市小八木町16番地	東近江市愛東地区
⑨	愛東出張所	東近江市妹町29番地	湖東地区
⑩	愛知川出張所	愛知郡愛荘町愛知川36番地の1	愛荘町

3 人事、処遇

(1) 職員定数

消防職員の定数は、東近江行政組合職員定数条例の「消防職員」241人と愛知郡広域行政組合職員定数条例の「消防の事務部局の職員」61人の合計302人とする。

(2) 採用計画

職員採用は、条例定数の範囲内で採用計画を作成し、それに基づき採用する。

広域化開始時の職員定数は、両消防本部の定数の合計数とし、その範囲内で新規職員を採用します。効率的かつ適正な職員配置に努めます。

(3) 身分（処遇、階級等）

愛知郡広域行政組合の消防の事務部局の職員は、平成24年9月30日をもって退職し、東近江行政組合において採用する。

消防長の階級を消防正監とし、組織に合わせ階級、補職を適正に配置する。
なお、現階級は保証するものとする。

(4) 給与（諸手当含む）

給料表は統一し、格付けする。なお、現給を保証し、格差の是正等については広域化後、必要に応じて調整するものとする。

諸手当は、現東近江行政組合の制度に統一する。ただし、退職手当制度の取扱いについては、別途協議する。

給料表は、両消防本部とも国家公務員行政職給料表（一）に準拠し、東近江行政組合消防本部は7級制、愛知郡広域行政組合消防本部は6級制を採用しています。広域化後は、7級制に統一します。

(5) 福利厚生

共済制度・公務災害補償・安全衛生制度等は、関係法規に基づき適切に実施する。

職員互助会は、現東近江行政組合職員互助会に統一する。

(6) 教育、訓練、研修

消防大学校、滋賀県消防学校等の研修施設を活用し、計画的な人材育成を図る。

高度化及び専門化する業務内容に適切に対応するため、計画的な教育、訓練を行います。

4 施設整備

(1) 消防施設計画

消防施設等の整備計画については、次のとおりとする。

- 1 庁舎整備については、広域化後新たに計画を作成する。
- 2 車両整備等については、広域化前の両組合の計画に基づき調整する。

(2) 通信施設

消防救急無線のデジタル化は、国の定める期限（平成28年5月末）までに運用を開始する。

5 経費

(1) 経費負担

消防にかかる経費の負担は、次のとおりとする。

- 1 人件費、署所運営経費は、広域化前の組合区分により負担する。
- 2 本部経費は、共通経費とする。
- 3 共通経費は、それぞれの単独時における平成25年度以降の試算状況により、広域化前の組合区分ごとに東近江78.12%、愛知郡21.88%の割合で負担する。
- 4 人員の削減等により生じた削減額は、共通経費の割合で、広域化前の組合区分ごとに差し引く。
- 5 指令台の接続にかかる経費は、現愛知郡広域行政組合が負担する。
- 6 経費は、広域化前の組合区分ごとに算出した後、当該年度の基準財政需要額の比率に応じて各構成市町の負担額を算出する。
- 7 庁舎建設にかかる用地は、庁舎の属する市町が負担する。

(2) 財産取扱

愛知郡広域行政組合の消防にかかる既存財産の取扱いは、次のとおりとする。

1 用地

愛東出張所及び愛知川出張所の用地は、関係市町が東近江行政組合に無償貸与し、愛知郡広域行政組合本部庁舎の用地は、愛知郡広域行政組合が東近江行政組合に無償で使用を許可する。

2 建物

愛知郡広域行政組合本部庁舎のうち、消防の用に供する部分は、東近江行政組合に無償貸与し、消防の用に供する付属施設、愛東出張所及び愛知川出張所は、東近江行政組合に無償譲渡する。

3 車両及び設備等

車両及び設備等は、東近江行政組合に無償譲渡する。

(3) 債務取扱

広域化までの両組合の消防にかかる起債未償還額については、広域化後の東近江行政組合がその債務を継承し、償還経費は広域化前の組合区分により負担する。

ただし、東近江行政組合が整備した指令台にかかる債務は、広域化後は共通債務として取り扱う。

広域化後に取得した財産にかかる債務は、共通債務とする。

6 連携

(1) 各構成市町防災部局との連携

各市町防災部局との連携・協力体制を確保するため、定期的な連絡協議会等を開催する。

(2) 消防団との連携

各市町消防団との連携・協力体制を確保するため、定期的な連絡協議会等を開催する。

災害対応については、各構成市町防災部局及び消防団と消防本部との連携が不可欠であり、特に災害規模が大きいほど、その重要性も大きくなります。

定期的な連絡協議会や合同訓練等の実施により、地域に合わせた防災体制を構築します。

7 その他

(1) システム関係

財務会計システム・人事給与システムは、現東近江行政組合のシステムを活用する。

8 広域後の検討事項

広域化後、消防力の適正配置について速やかに検討し、以下の項目を見直すものとする。

消防本部の組織

署・所の配置

署・所の管轄区域

職員定数

現在の両消防本部の組織体制は、各々の地域に合わせて構築されています。

広域化開始時は、現在の体制を引き継ぎますが、広域化のメリットである住民サービスの更なる向上、組織の合理化、効率化及び経費削減を早期に実現し、地域の実情に合致した体制とするため、広域化後、消防力の適正配置及び組織形態について、2年以内に結論を得るべく協議します。